

## 浜田市監査委員告示第4号

令和7年4月16日付け浜田市監査委員告示第1号で公表した定期監査の結果に基づき、浜田市長が講じた措置の報告を、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定により、別紙のとおり公表する。

令和7年8月27日

浜田市監査委員 小 池 満

浜田市監査委員 岡 本 正 友

令和 6 年度定期監査の結果に関する報告

(令和 7 年 4 月 16 日付け浜田市監査委員告示第 1 号)

に基づいて浜田市長が講じた措置の公表

浜田市監査委員

## 定期監査の結果に基づく改善等の措置について

### 1 地域政策部

#### (1) 政策企画課（旧地域活動支援課分を含む）

監査結果	措置等結果
<p>① 指摘事項</p> <p>ア 歳入調定日が交付決定日と一致していないものがあった。歳入調定日は、交付決定日に統一することが望ましい。</p> <p>イ 出張命令簿の備考欄（公用車使用）に記載のないものが複数あった。また、訂正箇所に訂正印が押されていないものがあった。</p> <p>ウ 郵便切手受払簿について、使用者、確認印等の複数チェック体制がとられていなかった。残枚数を定期的に確認し適切に管理されたい。</p> <p>エ 前渡資金出納簿が作成されていなかった。</p>	<p>① 指摘事項</p> <p>ア 適切に処理するよう、職員に周知しました。</p> <p>イ 適切に処理するよう、職員に周知しました。</p> <p>ウ 残枚数を定期的に確認し適切に管理できるよう、複数チェックの体制をとることとしました。</p> <p>エ 前渡資金出納簿を作成しました。</p>
<p>② 意見</p> <p>ア 議決を要する契約案件について浜田市高速情報通信基盤整備引込宅内工事契約については、議会でも報告があったように、当初は議決不要額で契約し、後に議決必要額に変更となったため議決を求め、最終的に議決不要額となつた。契約業者に契約者数等の情報を提供している石見ケーブルビジョン株式会社による計上ミスが原</p>	<p>② 意見</p> <p>ア 本件については、ケーブルテレビ事業者の積算誤りにより最終的に議決不要額となったものであり、業者には厳重に抗議し、再発防止を求めました。今後は積算根拠の明確化や事前協議の充実などにより、チェック機能を強化し、適正な契約手続きを徹底してまいります。</p>

<p>因であり、また、個人情報保護の観点から工事数量の積算を市が把握するのは困難とのことであるが、今後、同様の事案が発生することがないよう、契約先との設計及び積算協議におけるチェック機能の強化に向けた方策を検討されたい。</p> <p>イ リハビリテーションカレッジ島根の支援事業について</p> <p>学校法人同志舎リハビリテーションカレッジ島根では、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士の国家資格の取得など、県西部のリハビリ人材の育成に寄与しているが、現在は、人口減少や学校間競争に伴い生徒の確保が難しくなり、厳しい経営状況にある。本市からは、入学金免除に係る補助や実習費に係る補助を行うなど、生徒確保に向け補助金を交付している。また、法人側も経営改善に向け、留学生確保にシフトし、関係金融機関と定期的に協議を開催しているが、経営改善の根本的な解決には至っていない状況にある。</p> <p>今後も法人の経営状況の把握に努め、経営統合も視野に入れた抜本的な見直しに向けた支援策を検討されたい。</p>	<p>イ 支援については、関係する金融機関と連携を取りながら、経営状況の把握に努め、慎重に検討してまいります。</p>
---	---

## 定期監査の結果に基づく改善等の措置について

### 1 地域政策部

#### (2) 定住関係人口推進課

監査結果	措置等結果
<p>① 指摘事項</p> <p>ア 変更交付決定の都度、歳入の調定処理が行われていないものがあった。</p> <p>イ 収入票が未決裁のまま綴られているものがあった。</p> <p>ウ 出張旅費の支払いが適切な時期に履行されていないものがあった。今後は、再発防止に向けてチェックの徹底をお願いする。</p> <p>エ 郵便切手受払簿について、使用者、確認印等の複数チェック体制がとられていなかった。残枚数を定期的に確認し適切に管理されたい。</p> <p>オ 前渡資金出納簿が作成されていなかった。</p> <p>カ 資金前渡の精算処理を失念し、処理が遅くなっているものがあった。</p> <p>キ 補助金交付申請書及び実績報告書について、訂正箇所に押印又は署名がされていないものが複数あった。</p> <p>ク 市事業の補助金の交付決定日が事業期間後になっているものがあった。</p>	<p>① 指摘事項</p> <p>ア 今後は速やかに調定処理を行うよう徹底します。</p> <p>イ 指摘を受け、収入票が届いたら決裁を行うように周知しました。また、予算担当者も定期的に確認するようにし、未決裁がないようにします。</p> <p>ウ 定期的に確認をし、再発防止を徹底します。</p> <p>エ 切手を使用する場合は、予算担当者に相談の上使用していたので、無断で使用することはありませんでした。指摘を受け、受付簿に確認印欄を設けて使用します。</p> <p>オ 指摘を受け、前渡資金出納簿を整備しました。</p> <p>カ 前渡資金出納簿を整備し、予算担当者も定期的に確認し、精算処理のものがないようにします。</p> <p>キ 今後、訂正箇所に押印又は署名をするよう徹底します。</p> <p>ク 補助金交付要綱等と照らし合わせ、今後は適切に処理します。</p>

<p>② 意見</p> <p>ア 空き家対策について</p> <p>空き家の有効活用を目的としている空き家バンク制度については、改修補助金の活用推進などにより登録件数及び契約件数は増加傾向にあり、U・I ターン者等の住居の確保につながっている。しかしながら、高齢化等に伴い、今後も空き家は増加する見込みであり、その対策が課題となっている。関係部署とも連携を図りながら、引き続き、空き家バンクへの登録を促進するとともに、空き家の更なる利活用について検討されたい。</p> <p>イ 浜田市まちなか交流プラザについて</p> <p>浜田市まちなか交流プラザは、若者から高齢者まで世代を超えた多様な市民の交流の場として整備され、令和 5 年 7 月に運用を開始している。令和 5 年度の交流プラザの利用者数は、交流スペース、セミナールームとも目標値を超え、多くの市民が利用していることは評価するものである。今後は、交流プラザの利用について、さらに広報・周知に努めていただき、より多くの市民が交流し、地域の活性化に繋がることを期待する。一方で、人件費や賃料等の維</p>	<p>② 意見</p> <p>ア 空き家対策室等と連携を図り、検討します。</p> <p>イ 運営業務委託を受けているはまだ協働学舎ファンタスと協力し、さらに多くの市民が交流する場となるよう努めています。</p> <p>令和 8 年度にかけて検証を行い、今後についての検討を行っていきます。</p>
---	---

<p>持管理に係る経費が発生していることも踏まえ、経済性の観点からの見直しも検討されたい。</p> <p>ウ 音楽を核とした定住促進事業について  「特定地域づくり事業」を活用して設立した「協同組合 Biz. Coop. はまだ」が、令和 3 年 4 月から派遣業を開始している。この取組は、同組合が県外の音大生等を派遣社員として採用し、派遣先で従事しながら、音楽指導やミニコンサートなどを行うものである。全国的にも珍しい取組であり、取組開始後、16 名が本市に定住しており、一定の成果を上げている。一方で、派遣先の業種が児童福祉事業に限定されていることが課題になっている。派遣社員の希望者を増やすためには、ニーズに応じた派遣先の業種を増やしていくことが重要になるため、同組合と協議のうえ、対応を検討されたい。</p> <p>エ 浜田国際交流協会について  浜田国際交流協会の令和 5 年度末の団体会員数は 41 団体、個人会員数は 138 人で、減少傾向にある。現在、中国、ベトナム、オーストラリアから計 3 名の国際交流員を配置し、様々な活動を実施していることは評価するが、今後、</p>	<p>ウ 派遣先の業種の追加については、組合と協議し、実施の可否について検討します。</p> <p>エ 国際交流協会の活動をさらに周知宣伝し、会員獲得に向けて努めます。</p>
--	--

<p>さらに活動内容等を市民に周知宣伝することや会員獲得に向けた取組を強化するなど、会員数の増加策を講じ、本市における国際交流の活性化を期待する。</p>	
---	--

## 定期監査の結果に基づく改善等の措置について

### 1 地域政策部

#### (3) まちづくり社会教育課（旧地域活動支援課分を含む）

監査結果	措置等結果
<p>① 指摘事項</p> <p>ア 歳入調定日が交付決定日と一致していないものがあった。歳入調定日は、交付決定日に統一することが望ましい。</p> <p>イ 出張命令簿の命令日、精算欄の記載のないものがあった。</p> <p>ウ 出張旅費を支払いしていないものがあった。</p> <p>エ 郵便切手受払簿について、使用者、確認印等の複数チェック体制がとられていなかった。残枚数を定期的に確認し適切に管理された。</p> <p>オ 前渡資金出納簿の残高欄に記載がないものがあった。</p> <p>カ 補助金等明細書について、訂正箇所に訂正印が押されていないものがあった。</p> <p>キ 実績報告書の提出が遅いものが複数あった。申請者に要綱に基づいた提出をされるよう指導された。</p>	<p>① 指摘事項</p> <p>ア 歳入調定日が交付決定日と一致するよう課内で注意喚起しました。</p> <p>イ 出張命令簿の記載について、記載漏れのないよう課内で注意喚起しました。</p> <p>ウ 出張復命書起案時に旅費明細書を併せて添付する等、課内で注意喚起しました。</p> <p>エ 様式について変更し、受払については、複数名でチェックする体制に変更しました。</p> <p>オ 記載するよう課内で注意喚起しました。</p> <p>カ 補助金等明細書について訂正印を押印するよう課内で注意喚起しました。</p> <p>キ 実績報告時に不備がないようチェックリスト（職員確認用）及びチラシ（配布用）を作成しました。確認体制を強化することで、実績報告を迅速に進めてまいります。</p>

<p>② 意見</p> <p>ア 地域づくり振興事業補助金について（防犯灯設置事業、集会所施設関連設備等整備事業他）</p> <p>町内会等で実施する工事に係る見積書の微取が1者のみの案件が複数あった。できる限り複数業者から見積書を取るよう指導し、工事内容や価格の妥当性を確認されたい。特に、旭地域（今市自治会分）の集会所の倉庫新設において、20万円を超える案件にも関わらず、見積書の微取が特定業者1者のみであったため改善されたい。</p> <p>また、防犯灯の設置場所については、GIS等で確認しているが、個人宅内と見受けられる箇所に設置されている案件もあり、他市における防犯灯設置基準等を参考にして、明確な設置基準を設定するなど、履行確認による公費負担の妥当性を検証されたい。</p> <p>イ まちづくり総合交付金について 令和3年度からの5年間の事業期間における制度の中間検証を令和5年度に実施し、「浜田市まちづくり総合交付金制度・中間検証結果報告書」を作成し、「高齢化加算」及び「年少人口加算」についてや備品購入費等の支出項目に</p>	<p>② 意見</p> <p>ア 地域づくり振興事業補助金については、2者以上の見積書添付をチラシ等に明記し周知するとともに申請受付の際に提出いただくよう本庁、支所で指導してまいります。</p> <p>防犯灯設置事業については、地域により防犯上及び道路形状等が異なることから、実際にその地域で居住する申請者自らが判断することが最も効果的で有効と考え、申請者が地域の防犯上必要と判断した場所への設置を尊重することとしております。</p> <p>設置物がないなどの理由により個人宅に依頼して設置される案件がありますが、トラブルの基となる可能性もありますので、他市における防犯灯設置基準等を参考にしながら、設置基準を検証してまいります。</p> <p>イ 地区まちづくり委員会等への適切なサポートや指導を行うとともに、制度検証・検討を行いながら、有効活用と地域の自立した活動につながるよう努めてまいります。</p>
---	--

<p>について検証報告を行い、概ね現状維持との結果が出されている。</p> <p>今後も、交付金の原資が税金であることを踏まえて、制度の効果や成果が十分上がるよう、所管課として、交付先である地区まちづくり委員会等への適切なサポートや指導を徹底されたい。特に、事業の費用対効果をどのように測定し、成果を上げていくか検証することで、制度の有効活用と地域の自立した活動につながるよう努められたい。</p> <p>ウ 地域公共交通関連事業について</p> <p>人材不足や利用者数の減少により、民間路線バスなどの公共交通の減便・廃止が進む中、高齢者も含めた市民の交通手段の確保に向けて、「浜田市地域公共交通計画」に基づき取組を行っている。</p> <p>代替交通手段として、市生活路線バス、市乗合タクシー、あいのりタクシーや敬老福祉乗車券交付事業による補助制度などの施策を複合的に実施することで、持続可能な地域公共交通を構築されるよう期待する。敬老福祉乗車券については、高齢者の外出支援に有効であり購入額上限の引き上げも行っているが、市民ニーズが高いことから、引き続き市民の要望を聞き</p>	<p>ウ 民間路線バスの減便・廃止等については、利用者のニーズに合わせた市生活路線バス等による代替交通の確保に努めます。また、あいのりタクシー等運行支援事業について、地区まちづくり推進委員会やまちづくりセンターと連携し、持続的な高齢者等の交通手段の確保に努めます。</p> <p>敬老福祉乗車券については、市民ニーズの高さは認識しており、継続的な事業となるように努めます。一方、乗車券販売や、利用後の精算など、紙の券であるために事務量の増が課題となっています。デジタル化の事例などを調べるなど、利用しやすくかつ管理がしやすい制度になるように研究します。</p>
--	--

<p>ながら柔軟な対応に努められた い。</p> <p>エ まちづくりセンターについて 公民館のまちづくりセンターへの移行に関して、「浜田市まちづ くりセンターの評価・検証結果報 告書」等の検証結果に基づき、設 置目的や事業内容、職員や職務な どの15項目について市の方針を 示している。</p> <p>条例に定める、協働のまちづく りの推進や社会教育及び生涯学習 の推進という目的を達成するた め、報告書等の意見を反映して、 業務量が多いセンターへの予算の 加算や職員配置数の追加など柔軟 な対応方針を示していることは評 価する。一方で、公民館のまちづ くりセンター化による具体的な効 果について、評価項目に追加する などして検証することを検討され たい。今後も全ての市民が参加で きる活動拠点となるよう取組を期 待する。</p> <p>オ まちづくりセンターにおける現 金等の管理について センター使用者による使用料等 について、受領後、1週間から1 か月程度まとめて収入処理をして おり、その間、受領した現金を各 センターで保管している。各セン ターでの現金管理については、鍵</p>	<p>エ 今後も協働のまちづくりを一層推 進するため、隨時、見直しを行ない ながら、引き続き5年程度の期間を 目安に、まちづくりセンターの評価 検証と見直しを継続して実施しま す。</p> <p>その中で、公民館のまちづくりセ ンター化による具体的な効果につい て、評価項目に追加することも検討 してまいります。</p> <p>オ 今後も引き続き、まちづくりセン ターの現金保管について注意喚起を 徹底するとともに、定期的な公金管 理状況の確認の実施を検討してまい ります。</p>
---	---

<p>がかかる場所で保管することや複数人で確認することなどの指導を所管課で行っているが、今後も引き続き、注意喚起を徹底するとともに、定期的な公金管理状況の確認を、所管課職員が実施するよう検討されたい。</p>	
--	--

## 定期監査の結果に基づく改善等の措置について

### 1 地域政策部

#### (4) 人権同和教育啓発センター（人権同和教育室を含む）

監査結果	措置等結果
<p>① 指摘事項</p> <p>ア 歳入調定日が交付決定日と一致していないものがあった。歳入調定日は、交付決定日に統一することが望ましい。</p>	<p>① 指摘事項</p> <p>ア 適正に処理するよう職員に周知しました。</p>

## 定期監査の結果に基づく改善等の措置について

### 2 健康福祉部

#### (1) 保険年金課

監査結果	措置等結果
<p>① 指摘事項</p> <p>ア 歳入調定日が交付決定日と一致していないものがあった。歳入調定日は、交付決定日に統一することが望ましい。</p> <p>イ 出張命令簿の精算欄に支出金額、日付の記入のないものがあった。</p> <p>ウ 出張復命書の旅費精算欄に支出金額、日付の記入のないものがあった。</p> <p>エ 郵便切手受払簿について、使用者、確認印等の複数チェック体制がとられていなかった。残枚数を定期的に確認し適切に管理されたい。</p> <p>オ 前渡資金出納簿が作成されていなかった。</p> <p>カ 国民健康保険特別会計の事業勘定から直営診療施設勘定への繰出処理が二度に渡り、誤った処理が行われていた。今後は、このようなことを防ぐために他課との連携を密にして処理されたい。</p>	<p>① 指摘事項</p> <p>ア 交付決定日に統一することとした。</p> <p>イ 出納整理期間中に庶務担当者がチェックする体制としました。</p> <p>ウ 出納整理期間中に庶務担当者がチェックする体制としました。</p> <p>エ 庶務担当者が月単位でチェックした上で、出納整理期間中に最終チェックする体制としました。</p> <p>オ 作成しました。契約管理課への回付を確認する際、係長が出納簿への入力状況を確認することとしました。また、年度末には庶務担当がチェックする体制としました。</p> <p>カ 担当マニュアルに明記しました。</p>

<p>② 意見</p> <p>ア 国民健康保険料水準の県内統一化について</p> <p>平成 30 年度の国民健康保険の都道府県単位化に伴い、県が財政運営の責任主体を担っているが、同時に各市町村の事務の広域化や効率化の推進、医療費適正化の取組の推進に寄与することなどを目的に、島根県国民健康保険運営方針が策定されている。その運営方針が令和 6 年 3 月に見直され、保険料水準の県内統一については、3 年後の中間見直し時に向けて議論を進めると記述されている。他県先進地に進め方などを調査し、島根県方式を模索している段階のことだが、本市としても、保険料水準の県内統一に向け、継続した議論をお願いする。</p>	<p>② 意見</p> <p>ア 保険料水準の統一については、令和 12 年度の完全統一を目指して県へ集約を求めます。</p>
---	---

## 定期監査の結果に基づく改善等の措置について

### 3 市民生活部

#### (1) 環境課（カーボンニュートラル推進室を含む）

監査結果	措置等結果
<p>② 意見</p> <p>ア ごみ減量化とごみ処理経費について</p> <p>令和2年7月1日からレジ袋が有料化され、プラスチックごみの削減や環境問題への取組を実施する中、令和3年度から令和5年度にかけて、行政区域内人口は3.73%減少し、ごみの排出量は、年間収集量及び年間直接搬入量とあわせて11.67%減少している。</p> <p>しかし、公表されているごみ処理経費の状況によると、歳入と歳出の差額（一般会計負担分）は、令和3年度分が約8億9,600万円、令和5年度分が約8億9,102万円と約498万円、0.56%の減少にとどまっている。ごみ処理に係る固定的な経費が発生することは理解するが、人口推移及びごみ排出量の推移に応じた行政事務のスリム化やコストの削減を図るよう努められたい。</p> <p>また、不燃ごみ処理場の令和8年4月の民間委託に向けて、安定した施設の運営管理を行える専門性の高い民間事業者選定に向けて取り組むことで、人件費等の経費</p>	<p>② 意見</p> <p>ア 意見のとおり、行政事務のスリム化やコスト削減には努めるものであるが、人口推移及びごみ排出量の推移とごみ処理経費は同様には減少せず、固定費もあれば、高齢化により経費が増える面もある。ごみ処理という市民の生活に必要不可欠な業務であるため、必要な業務は引き続き行うものである。</p> <p>不燃ごみ処理場について、委託となっても必要な人件費などの経費は変わらず、民間への委託が経費の下がる理由にはならないが、経費の削減には引き続き努めるものである。</p>

<p>削減や処理施設の負担軽減を図ることを望む。</p> <p>イ 脱炭素に向けた取組について</p> <p>本市では、令和4年9月に「浜田市2050年ゼロカーボンシティ表明」を宣言し、公共施設への再生可能エネルギー導入等を推進するなど、温室効果ガス排出量の削減に向けて取り組んでおり、今後は脱炭素に向けた取組の進捗状況の数値化も行い、毎年度公表していくとの説明があった。わかりやすく数値化することで市民の理解が深まることが期待されるため、進捗管理や公表の手法など市民にわかりやすいものとなるよう検討されたい。</p> <p>※ゼロカーボンシティ：環境省の呼びかけに応じ、脱炭素社会に向けて、2050年までにCO<sub>2</sub>（二酸化炭素）の排出量を実質ゼロにすることを目指す地方自治体のこと。</p>	<p>イ 脱炭素施策の進捗状況について</p> <p>は、市温暖化対策実行計画で目標達成のための評価指標（KPI）を5つ設定しており、数値で毎年度把握することとなっている。</p> <p>これらの毎年度の評価指標と浜田市全体の二酸化炭素の削減量を市カーボンニュートラル推進本部会議と浜田市地球温暖化対策地域協議会に報告すると共に、市ホームページに掲載し公表することで市民に分かり易い進捗管理の手段とする予定である。</p>
--	---

## 定期監査の結果に基づく改善等の措置について

### 3 市民生活部

#### (2) 総合窓口課

監査結果	措置等結果
<p>① 指摘事項</p> <p>ア 歳入調定について、四半期分ごとに調定処理をしているものがあった。交付決定日に交付決定額全額で調定処理し、四半期分ごとの入金があった際に、収入処理することが望ましい。</p> <p>イ 郵便切手受払簿について、使用者、確認印等の複数チェック体制がとられていなかった。残枚数を定期的に確認し適切に管理されたい。</p>	<p>① 指摘事項</p> <p>ア 歳入調定については、令和7年度より、ご指摘をいただいたとおり交付決定日に交付決定額全額で調定処理することとします。</p> <p>イ 郵便切手受払簿について、監査日以後直ちに残枚数を確認する対応を行っております。</p>
<p>② 意見</p> <p>ア 窓口業務における利便性向上の取組について</p> <p>窓口業務について、キャッシュレス決済の導入や本庁総合窓口課と各支所市民福祉課をつなぐオンライン窓口の試験的導入等、市民サービス向上のために、様々な取組を実施していることは評価する。</p> <p>今後も、マイナンバーカードの更新作業等、事務量の増加が見込まれるが、市民サービスを第一に考えた窓口業務の向上・改善に向けた取組を進められたい。</p>	<p>② 意見</p> <p>ア 令和7年度において、キャッシュレス決済及び本庁総合窓口課と各支所市民福祉課をつなぐオンライン窓口システムを導入し、市民サービスを向上します。</p> <p>今後ともより一層窓口業務の向上・改善に努めてまいります。</p>

## 定期監査の結果に基づく改善等の措置について

### 3 市民生活部

#### (3) 税務課

監査結果	措置等結果
<p>① 指摘事項</p> <p>ア 出張命令簿の命令日、精算欄の記載のないものがあった。</p> <p>イ 前渡資金出納簿が作成されていなかった。</p>	<p>① 指摘事項</p> <p>ア 出張者が責任を持って記載をするよう周知しました。また、予算担当者も定期的に確認するよう指示し、記載もれのないようにします。</p> <p>イ 指摘を受け、前渡資金出納簿を整備しました。また、事前監査でも助言がありました請求書での支払いが可能な事業所も活用していくこととし、前渡資金を極力使わないようにしていく予定です。</p>
<p>② 意見</p> <p>ア 収納事務（滞納整理）について</p> <p>令和5年度決算について、市税において収納率は前年度より改善しているものの、国民健康保険料及び後期高齢者医療保険料において、現年課税分及び滞納繰越分とともに収納率が前年度より低下しており、昨今の物価高騰等の社会情勢の変化の影響により、納付困難な生活困窮者の増加が懸念されるところである。</p> <p>市民負担の公平性の観点からも、収納率の向上に向けた取組は不可欠であり、特に、滞納繰越分における大口徵収困難案件を含む</p>	<p>② 意見</p> <p>ア 地方税法第15条の7の規定による3年の執行停止については、平成29年度から積極的に行っていきます。</p> <p>今後も徹底した財産調査から滞納者の経済状況を把握した上で、回収不能と判断した案件については執行停止を行い、不納欠損処理を進めていきます。</p> <p>令和6年4月から本格運用しているオンラインの「預貯金等照会システム」は短期間で滞納者の口座情報を把握でき、その利便性から滞納処分の強化には欠かせないツールとなっています。</p> <p>令和6年4月時点で照会できる市</p>

<p>長期滞納債権については、回収不能かどうかを慎重に見極めながらも、地方税法第15条の7の規定により3年の執行停止を活用して不納欠損処理を進めることで、収納率の向上につなげるよう努められたい。</p> <p>滞納整理の取組については、令和6年4月から本格運用しているオンラインの「預貯金等照会システム」において、金融機関からの回答期間の短縮、滞納者の口座情報の把握、差押の迅速化など一定の効果を上げており、サービス活用による財産調査と差押えによる滞納整理の強化を期待する。</p>	<p>内の金融機関は、山陰合同銀行、島根県農業協同組合、中国労働金庫、ゆうちょ銀行の4行でしたが、令和7年3月17日から日本海信用金庫も照会できるようになりました。今後もこのシステムを有効活用し、滞納整理を進めています。</p>
---	--

## 定期監査の結果に基づく改善等の措置について

### 3 市民生活部

#### (4) 資産税課

監査結果	措置等結果
<p>① 指摘事項</p> <p>ア 前渡資金出納簿が作成されていなかった。</p>	<p>① 指摘事項</p> <p>ア 指摘を受け、前渡資金出納簿を整備しました。今後は、適正管理に努めます。</p>
<p>② 意見</p> <p>ア 適正課税に向けた取組について</p> <p>　　県内他市で、令和6年度に固定資産税の課税ミスが発生しているが、本市においては、課税ミスを防ぐため、課税の異動処理をする際、職員2名での確認に加えて、課長、係長によるチェックを徹底しており、他市と同様の事案は発生していないとのことである。</p> <p>　　また、令和6年4月から相続登記の義務化が制度化されたことに伴い、登記異動件数が増加している。限られた人員の中で異動処理を誤らないよう、引き続き研修会に積極的に参加するなど職員の専門知識の習得と長期的な人材育成に努められたい。</p>	<p>② 意見</p> <p>ア 引き続き事務処理におけるチェックを徹底するとともに、研修会等への参加を通して知識習得を図り、適正な事務執行に努めます。</p>

## 定期監査の結果に基づく改善等の措置について

### 4 金城支所

#### (1) 防災自治課

監査結果	措置等結果
<p>① 指摘事項</p> <p>ア 出張命令簿の精算欄に支出金額、日付の記入のないものがあった。</p> <p>イ 出張旅費の支払いが適切な時期に履行されていないものがあった。今後は、再発防止に向けてチェックの徹底をお願いする。</p> <p>ウ 郵便切手受払簿について、使用者、確認印等の複数チェック体制がとられていなかった。残枚数を定期的に確認し適切に管理されたい。</p>	<p>① 指摘事項</p> <p>ア 適切に処理するよう、職員に周知しました。</p> <p>イ 定期的に確認をし、再発防止を徹底します。</p> <p>ウ 切手と受払簿は鍵付きキャビネットで保管し、鍵は防災自治課長が管理しています。切手使用の際は、必ず使用者と庶務係員が双方で受払簿と残枚数を照合確認し、庶務係員から切手を受け取ることを徹底します。</p>

## 定期監査の結果に基づく改善等の措置について

### 4 金城支所

#### (2) 市民福祉課

監査結果	措置等結果
<p>① 指摘事項</p> <p>ア 収入票が未決裁のまま綴られて いるものが複数あった。</p> <p>イ 出張命令簿の精算欄に支出金 額、日付の記入のないものがあつ た。</p>	<p>① 指摘事項</p> <p>ア 収入票の決裁漏れがないよう、課 内で注意喚起しました。</p> <p>イ 出張命令簿の記載漏れがないよ う、課内で注意喚起しました。</p>

## 定期監査の結果に基づく改善等の措置について

### 4 金城支所

#### (3) 産業建設課

監査結果	措置等結果
<p>① 指摘事項</p> <p>ア 出張命令簿の精算欄に支出金額、日付の記入のないものが複数あった。</p> <p>イ 出張復命書の旅費精算欄に支出金額、日付の記入のないものが複数あった。</p> <p>ウ 出張命令簿には記載があるが、出張復命書が作成されていないものがあった。</p> <p>エ 補助金等明細書の精算・通常払欄に支払日の記入のないものがあった。</p> <p>② 意見</p> <p>ア 美又温泉に関する取り組みについて</p> <p>美又温泉においては、温泉総選挙 2024 で、「美肌部門」全国第 1 位を獲得しており、令和 5、6 年度には、「地域一体となった観光地・観光産業の再生・高付加価値化事業」を活用し、地域内の宿泊施設の高付加価値化改修等が行われている。今後は、新たな日帰り入浴施設整備などの再開発事業も計画されており、これを契機に、美又温泉を「美肌のまち浜田」の</p>	<p>① 指摘事項</p> <p>ア 出張命令簿への記載者が責任をもって記載するよう周知しました。</p> <p>イ 出張復命書の作成者が責任をもって記載するよう周知しました。</p> <p>ウ 出張後には速やかに出張復命書の作成を行うよう職員へ周知しました。</p> <p>エ 全ての補助金事務担当者へ記載を徹底するよう周知しました。</p> <p>② 意見</p> <p>ア 美又温泉は、温泉総選挙で 2 年連続部門第 1 位を獲得するなど多くの方からご支援をいただいております。</p> <p>この結果を契機として、観光庁事業を活用した高付加価値化改修や、内閣府交付金を活用して美又温泉外湯施設の建設工事に着手するなど、美又地域の活性化に資する取組みを進めています。</p> <p>また、新たに整備する施設を美肌観光推進の拠点施設として位置づけ、美又温泉の泉質の良さや美肌に</p>

中核地域として積極的にPRし、 更なる観光客の増加や地域の活性化に繋がることを期待する。	関連する商品や体験メニュー等を積極的にPRし、浜田市全体が「美肌のまち浜田」となる取組を推進していきます。
---	---

## 定期監査の結果に基づく改善等の措置について

### 5 旭支所

#### (1) 防災自治課

監査結果	措置等結果
<p>① 指摘事項</p> <p>ア 収入票綴りに綴られていない収入票があった。</p> <p>イ 出張命令簿の精算欄に日付の記入のないものがあった。</p>	<p>② 指摘事項</p> <p>ア 課内で決裁を受けた書類は、決裁済みボックス経由で担当者席に戻る。戻った書類は速やかにファイルに綴ることを課員で確認した。</p> <p>イ 旅費の精算に関しては、出張復命後、手続きに日数を要する。</p> <p>入金日が記載された出張復命書が会計課から戻り、担当者が関係ファイルに綴る前に、「出張命令簿」ファイルの精算欄に日付を転記することの徹底を課員で確認した。</p> <p>また、管理職は、出張命令を行う際、過去の旅費精算欄の未記入をチェックし、記載漏れを防ぐ。</p>

## 定期監査の結果に基づく改善等の措置について

### 5 旭支所

#### (2) 市民福祉課

監査結果	措置等結果
<p>① 指摘事項</p> <p>ア 出張命令簿の精算欄に支出金額、日付の記入のないものがあった。</p> <p>イ 出張復命書の旅費精算欄に支出金額、日付の記入のないものがあった。</p> <p>ウ 資金前渡金の収入日前に支払い（立替払い）しているものがあった。</p>	<p>① 指摘事項</p> <p>ア・イ 出張復命書が返ってきた際に出張者が概算、精算欄を記入する。また、庶務担当者が記載のチェックを行う。</p> <p>ウ 資金前渡職員は、窓口現金払・口座振込みとも特定の資金を前渡しされているという自覚を持ち手続きを行い、予算再配当課である旭支所市民福祉課としても、特に他課職員が資金前渡を行う場合は、起票依頼時に、必ず資金前渡完了後に支払いを行う旨を再確認する。</p>

## 定期監査の結果に基づく改善等の措置について

### 5 旭支所

#### (3) 産業建設課

監査結果	措置等結果
<p>① 指摘事項</p> <p>ア 出張命令簿には記載があるが、出張復命書が作成されていないものがあった。</p> <p>イ 出張復命書の旅費精算欄に日付の記入のないものがあった。</p> <p>② 意見</p> <p>ア 契約に係る事項について 工事契約において、地方自治法施行令第167条の2第1項第1号の随意契約が建設工事等130万円未満と規定してある。この規定をもとに契約し、その後、増額変更をする案件が複数見受けられた。 当初設計の段階では分からなかつた現地の状況や地元の追加要望によるものとの説明であり、やむを得ない状況は理解するが、今後、地元との事前協議や当初発注時の事前精査を徹底するよう努められたい。</p> <p>イ 山ノ内梨園の利活用について 山ノ内梨園の全体面積30.22haのうち、空き面積が7.81haとなつており、また、梨の出荷量も平成20年度の512トンをピークに、令和5年度は147トンまで落</p>	<p>① 指摘事項</p> <p>ア 定期的に確認をし、再発防止を徹底します。</p> <p>イ 適切に処理するよう、職員に周知しました。</p> <p>② 意見</p> <p>ア 随意契約後の増額変更案件について、設計段階での現地状況把握や地元との事前協議を十分に行い、今後は、地元との事前協議を徹底し、当初発注時の事前精査を強化することで、設計精度を高め、再発防止に努めてまいります。</p> <p>イ ご指摘の通り、山ノ内梨園では、市の振興作物である赤梨を栽培しているが、昨今の気象変動（霜・雹）や病害虫の影響により、目標とする生産量に届かない状況があり、令和5年度の生産量は約147トンの現状</p>

ち込んでいる。異常気象や資材費の高騰など、生産者にとって厳しい状況が続いているが、赤梨は本市の振興作物にもなっているため、出荷量の増加や担い手確保に向けた取組を進められたい。

また、梨園の空き地の利活用として、有機露地野菜の栽培を検討しているとのことだった。本市は、令和5年4月に「浜田市オーガニックビレッジ宣言」を行い、有機農産物の生産拡大を図っており、所管課である農林振興課とも連携のうえ、取り組まれたい。

#### ウ 浜田市地域交流プラザ休業対策について

浜田市地域交流プラザは、平成21年4月に地域活性化と農業振興を目的にオープンしたが、コロナ禍以降は利用者が減少し、令和6年3月31日をもって指定管理者が撤退し、休業となった。休業後は、複数の事業者と面談したが、今後の方針が示せる状況には至っていないとのことである。休業か

は認識しております。今後も、担い手の確保・育成支援や、県農業普及員やJA職員を通じ、栽培技術の支援など、梨の生産回復に努めてまいります。

また、今年度、地域おこし協力隊制度を活用した事業承継就農研修生を採用し、地元生産者の下で栽培技術を学び、県農業大学校で農業経営の知識等を受講し、赤梨の産地維持を図っていき、梨の出荷量回復に向け、取り組んでいきます。

また、梨園内の空き地の利活用として有機露地野菜の栽培についても、所管課である農林振興課と密に連携し、有機栽培に取り組まれる企業の視察を受けるなど、農園の有効活用としても取り組んでおり、今後も、山ノ内梨園の持続可能な運営と地域の農業振興に貢献できるよう努めます。

ウ 施設の休業が続き、利活用方針が未決定であることに対し、監査委員の皆様のご懸念を深く受け止めております。地域活性化と農業振興を目的として開設された施設の休止は、市民の皆様にとっても大きな損失であり、この状況を看過することはできません。

休業以降、複数の事業者と面談を重ねてまいりましたが、事業性や地域貢献、そして施設の維持管理コス

<p>らすでに1年が経過しているため、施設の利活用について、早急に方向性を決定されたい。</p>	<p>ト等を総合的に判断する中で、合致する方向性を見出すに至っておりません。</p> <p>しかしながら、休業からすでに1年以上が経過していることを重く受け止め、施設の利活用について、早急に方向性を決定すべく、以下の取り組みを強化いたします。</p> <ul style="list-style-type: none"><li>・事業提案の再公募や民間事業者の積極的な働きかけ</li><li>・市の関連部署や地域住民代表者の協議</li><li>・利活用に関する具体的な選択肢の提示とその評価</li></ul> <p>これらの取り組みを通じて、早期に施設の利活用に関する具体的な方向性を決定し、市民の皆様にご報告できるよう、取り組んでまいります。</p>
--	---

## 定期監査の結果に基づく改善等の措置について

### 6 消防本部

監査結果	措置等結果
<p>① 指摘事項</p> <p>ア 郵便切手受払簿について、使用者、確認印等の複数チェック体制がとられていなかった。残枚数を定期的に確認し適切に管理されたい。</p>	<p>① 指摘事項</p> <p>ア 郵便切手受払簿について、確認記載欄が一つしかない様式を使用していましたが、確認記載欄を二つに増やすことで複数チェック体制を構築することとした。</p> <p>また、残枚数の確認については、郵便切手の使用がある度に使用者及び経理係により確認するとともに、週に一度、残枚数と郵便切手受払簿とを突合チェックすることで、郵便切手の厳格な取扱いを行うこととした。</p>
<p>② 意見</p> <p>ア パワーハラスメントに対する取組について</p> <p>全国的に、消防本部においてパワーハラスメントが多く発生していることが問題となっているが、本市消防本部においては、「ハラスメントセルフチェック」を全職員対象に定期的に実施するなど、ハラスメント対策を重点に、働きやすい職場環境整備を進めている。引き続き、職員が消防行政に安心して専念できるようパワーハラスメント防止の取組を継続されたい。</p>	<p>② 意見</p> <p>ア 消防職員が消防行政を安心して専念できるよう、パワーハラスメントに対する取組を継続して行う。</p>

<p>イ 高機能消防指令センターシステム更新整備事業について 入札の結果、予定価格に対し、落札額が大幅に下がった案件であり、入札業者による価格競争が生じたため、契約価格が下がったのが主な理由である。落札業者による販路拡大のための戦略的価格で落札したことが、価格が大幅に下がった要因であるとのことであるが、行き過ぎた価格競争による価格下落は、ダンピング防止の観点からも留意が必要である。当初設計額に見合う上質で安定的なサービス提供が確保されるよう、事業管理と履行確認を徹底されたい。</p> <p>ウ 消防団組織について 消防団員数は、令和5年度末で737人となり前年度比で34人減少している。消防団員増加策として、各地域において加入促進の取組を行うとともに、市内で開催されるイベントで市民に対してPRを行っている。また、ケーブルテレビにおいても、消防団加入への呼びかけをするなどの宣伝活動を行っており、その取組は評価する。昨今の全国的に自然災害が多発する状況において、市民の安全安心を確保するためにも、今後の消防団員の増加に期待する。</p>	<p>イ 当初設計額に見合う上質で安定的なサービス提供が確保されるよう、事業管理と履行確認を徹底する。</p> <p>ウ 昨今の全国的に自然災害が多発する状況において、市民の安全安心を確保できるように、消防団員増加の取組を継続して行う。</p>
---	--

<p>エ 大量退職に伴う人材育成について</p> <p>今後 10 年間で予防事務の経験者の大半が退職し、その後の業務に支障が出ると想定されるとのことである。予防課経験者が在籍する間に、計画的な職員採用と予防事務を扱う人材育成を行い、市民の生命を守る消防行政が、持続的に確保されるよう取組をお願いする。</p> <p>オ 車両の老朽化対策について</p> <p>更新計画を基に、はしご車や救急車等の車両整備に計画的に取り組んでいる。予算確保に苦慮している現状が見受けられたが、消防行政は、市民の生命に直結する業務であるため、必要な車両の更新を先送りすることがないよう、今後も適切な予算確保に努められたい。</p>	<p>エ 市民の生命を守る消防行政が継続的に確保できるように、引き続き計画的な職員採用と予防事務を扱う人材育成を継続して行う。</p> <p>オ 消防行政は市民の生命に直結するため、必要な車両の更新を先送りすることができないように、車両の更新計画を基に適切な予算確保を継続して行う。</p>
--	---